

松議第 287-1～34 号
平成 29 年 12 月 20 日

松原市長
澤 井 宏 文 殿

松原市議会議長
永田 光治

諮問第 4 から 37 号「使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」
に対する答申

平成 29 年松原市議会第 4 回定例会に諮問された標記の件について、本議
会の意見は、下記のとおりである。

記

本件審査請求の対象となる処分については、「松原市特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する条例施行規則」の定めに従っ
たものである。よって、裁決案のとおり棄却もやむを得ない。

ただし、本市担当者が作成した「松原市幼稚園保育料基準表」に基づき説明し
た利用者負担額と本件処分の額との齟齬により、審査請求人の生活設計に一定
の狂いが生じており、処分庁と審査請求人の間において、引き続き誠意をもった
話し合いの場を持ち、早急に解決し、その報告はつぶさに議会に行うこと。

なお、本件審査請求にかかわらず、利用者負担額が保護者らの生活設計に影響
を及ぼす可能性があるという重要性に鑑み、利用者負担額の説明にあたっては、
慎重かつ最善の注意を払い、今後、利用者負担額の説明誤謬等により混乱を招く
ことのないよう十分な対策を行うこと。

以上

松議第 287-35～37 号
平成 29 年 12 月 20 日

松原市長
澤 井 宏 文 殿

松原市議会議長
永田 光治

諮問第 38 から 40 号「使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」に対する答申

平成 29 年松原市議会第 4 回定例会に諮問された標記の件について、本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件審査請求の対象となる処分については、「松原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する条例施行規則」の定めに従ったものである。よって、裁決案のとおり棄却もやむを得ない。

なお、本件審査請求にかかわらず、利用者負担額が保護者らの生活設計に影響を及ぼす可能性があるという重要性に鑑み、利用者負担額の説明にあたっては、慎重かつ最善の注意を払い、今後、利用者負担額の説明誤謬等により混乱を招くことのないよう十分な対策を行うこと。

以上

松議第 287-38～44 号
平成 29 年 12 月 20 日

松原市長
澤 井 宏 文 殿

松原市議会議長
永田 光治

諮問第 41 から 47 号「使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」に対する答申

平成 29 年松原市議会第 4 回定例会に諮問された標記の件について、本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件審査請求については、審査請求人に処分の取消しを求める利益がないことから、裁決案のとおり却下もやむを得ない。

なお、本件審査請求にかかわらず、利用者負担額が保護者らの生活設計に影響を及ぼす可能性があるという重要性に鑑み、利用者負担額の説明にあたっては、慎重かつ最善の注意を払い、今後、利用者負担額の説明誤謬等により混乱を招くことのないよう十分な対策を行うこと。

以上

松 議 第 287-45 号
平成 29 年 12 月 20 日

松原市長
澤 井 宏 文 殿

松原市議会議長
永田 光治

諮問第 48 号「使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」に対する答申

平成 29 年松原市議会第 4 回定例会に諮問された標記の件について、本議会の意見は、下記のとおりである。

記

本件審査請求については、対象となる処分が既に取り消され、不存在であることから、裁決案のとおり却下もやむを得ない。

なお、本件審査請求にかかわらず、利用者負担額が保護者らの生活設計に影響を及ぼす可能性があるという重要性に鑑み、利用者負担額の説明にあたっては、慎重かつ最善の注意を払い、今後、利用者負担額の説明誤謬等により混乱を招くことのないよう十分な対策を行うこと。

以上

松 議 第 287-46 号
平成 29 年 12 月 20 日

松原市長
澤 井 宏 文 殿

松原市議会議長
永田 光治

諮問第 49 号「使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」に
対する答申

平成 29 年松原市議会第 4 回定例会に諮問された標記の件について、本議
会の意見は、下記のとおりである。

記

裁決案のとおり却下すべきである。

以上